

といふ印に、油證文とて、髮の油を指に付て、柱などに押ことあり、證文の印肉よりおもひよれるにや、

〔源氏物語三十五〕神佛にも思事申すはつみあるわざかほと、いみじきちかごとをしつ、の給へば、○下略

〔後撰和歌集十一〕よひに女にあひて、かならずのちにあはんとちかごとをたてさせて、あしたにつかはとける、
藤原滋幹

ちはやぶる神ひきかけてちかひてしこともゆ、しくあらがふなゆめ

〔日本書紀九〕新羅王遙望以爲、非常之兵將、滅己國、誓爲矢志、乃今醒之曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可舉兵以距乎、即素旆而自服、素組以面縛、封圖籍、降於王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲餉部、其不乾船柁、而春秋獻馬、梳及馬鞭、復不煩海遠、以每年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且阿利那禮河、返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊闕春秋之朝、怠○念原作忍、據古本改廢梳鞭之貢、天神地祇共討爲、

〔日本紀竟宴和歌〕得氣長足姬天皇

參議大藏卿正四位下平朝臣惟範

日月乃行久、星躔波可者、留止毛、新羅乃國波加知波、可和可之、

ひつきのゆくほしのやどりはかはるとも、えらぎのくにのかぢはかわかじ

このすめら、新羅にむかひたまふときに、そのくにのきみ、おぢわな、きて、みふねのまへにくだりていはく、いまよりのち、あめつちと、もに、みむまかひとならむ、ふねかぢをかほかさず、むまのくし、むまのむちをたてまつらむ、またちかひていはく、ひむがしのひの、にしにいで、かはのいしの、ぼりて、あまほしにならずよりは、としごとのみつぎものをば、か、じといへり、

〔日本書紀二十〕十年閏二月、蝦夷數千、寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等魁帥者詔曰、惟爾蝦夷者、大足